

15-1 介護老人保健施設（ユニット型以外）

介護老人保健施設は、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることとともに、その者の居宅における生活への復帰を目指すものでなければならない。

申請者要件	地方公共団体、医療法人、社会福祉法人その他厚生労働大臣が定める者			
人員基準 (第2条) (第23条)	区分	職種・資格	員数	
	従業者 (第2条)	・ 医師	[単独老人保健施設]	・ 入所者数を100で除して得た数以上（常勤換算方法） ・ 常勤1名以上
			[病院又は診療所併設老人保健施設]	・ 入所者数を100で除して得た数以上（常勤換算方法） ・ 医師のうち1名が施設療養全体の管理に責任を持つ場合、常勤の医師の配置が不要
		・ 薬剤師	・ 実情に応じた適当数 ・ 入所者数を300で除した数以上を標準	
		・ 看護師又は准看護師	・ 看護介護職員総数の7分の2程度を標準	・ 入所者数が3人又はその端数を増すごとに1名以上（常勤換算方法） ・ 常勤専従 ・ 常勤職員が7割程度確保されている場合等、一部に非常勤職員を充てることも可
		・ 介護職員	・ 看護介護職員総数の7分の5程度を標準	
		・ 支援相談員	・ 1名以上（入所者数が100を超える場合にあっては、常勤の支援相談員1名に加え常勤換算方法で、100を超える部分を100で除して得た数以上） ・ 保健医療、社会福祉に関する相当な学識経験を有する常勤職員	
		・ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士	・ 入所者数を100で除して得た数以上（常勤換算方法）	
・ 栄養士又は管理栄養士		・ 入所定員100人以上の場合、常勤職員1名以上 ・ 併設の病院等の栄養士又は管理栄養士がいることで栄養指導等の業務に支障がない場合は兼務可。		

	<ul style="list-style-type: none"> ・介護支援専門員 	<ul style="list-style-type: none"> ・入所者数が100人又はその端数を増すごとに1名を標準 ・常勤専従1名以上 ・増員に係る介護支援専門員については非常勤とすることも可。 入所者の処遇に支障がない場合は当該老健施設の他の職務に従事可。ただし非常勤の介護支援専門員を除き居宅介護支援事業所の介護支援専門員との兼務は不可。
	<ul style="list-style-type: none"> ・調理員、事務員その他の従業者 	<ul style="list-style-type: none"> ・実情に応じた適当数 併設施設との兼務や業務委託により適正なサービスを確保できる場合は配置しないことも可。
	<p>[サテライト型小規模介護老人保健施設の場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本体施設の医師、支援相談員、理学療法士又は作業療法士、栄養士又は管理栄養士、介護支援専門員により入所者の処遇が適切に行われる場合は、これらの従業者の配置は不要 <p>[医療機関併設型小規模介護老人保健施設の場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・併設される病院又は診療所の医師、理学療法士又は作業療法士、栄養士又は管理栄養士により入所者の処遇が適切に行われる場合は、これらの従業者の配置は不要 	
	<p>管理者 (第23条)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・常勤専従1名以上(原則、医師) 管理業務に支障がない場合「当該老健施設の従業者の職務、又は他事業所・施設等の管理者又は従業者の職務、又はサテライト型小規模介護老人保健施設、サテライト型特定施設である地域密着型特定施設、サテライト型居住施設である地域密着型介護老人福祉施設の管理者又は従業者の職務」に従事可。
<p>設備基準 (第3条) (第4条) (その1)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・療養室 	<ul style="list-style-type: none"> ・定員4人以下 ・1人当たり床面積8㎡以上(洗面所及び収納設備を含む) ※1 ・地階は不可 ・一以上の出入口は、避難口としても有効な空地、廊下等に直面して設けること ・寝台等の設備 ・入所者の身の回り品を保管する設備 ・ナース・コール
	<ul style="list-style-type: none"> ・診察室 	<ul style="list-style-type: none"> ・診察を行うのに適当なもの
	<ul style="list-style-type: none"> ・機能訓練室 	<ul style="list-style-type: none"> ・「1㎡×入所定員」以上 ※2 ・必要な器械、器具
	<ul style="list-style-type: none"> ・談話室 	<ul style="list-style-type: none"> ・入所者同士や家族が談話を楽しめる広さ ・ソファ、テレビその他の教養娯楽設備等
	<ul style="list-style-type: none"> ・食堂 	<ul style="list-style-type: none"> ・「2㎡×入所定員」以上 ※3
	<ul style="list-style-type: none"> ・浴室 	<ul style="list-style-type: none"> ・身体の不自由な者が入浴するのに適したもの ・一般浴槽と入浴に介助を要する者の入浴に適した特殊浴槽 ・特別浴室は、ストレッチャー等の移動に支障のない構

		造設備
	・レクリエーション・ルーム	・十分な広さと必要な設備
	・洗面所	・療養室のある階ごとに設置
	・便所	・療養室のある階ごとに設置 ・ブザー又はこれに代わる設備 ・身体の不自由な者が使用するのに適したもの ・常夜灯
	・サービス・ステーション	・療養室のある階ごとに療養室に近接して設置
	・調理室	・消毒、保管、防虫、防鼠の設備
	・洗濯室又は洗濯場	
	・汚物処理室	・他の施設と区別された一定のスペース
	・介護材料室	
	・その他基本的事項	<ul style="list-style-type: none"> ・耐火建築物 入所者の療養生活に充てられる施設を2階以上の階に設けていない場合等は準耐火建築物でも可 ・療養室等が2階以上にある場合、屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1箇所以上設置 ※4 ・療養室等が3階以上にある場合、非難階段を2箇所以上設置（構造上の要件を備えた屋内の直通階段を含む） ・階段の傾斜は緩やかにし原則として両側に手すりを設置 ・廊下の構造 ※5 <ul style="list-style-type: none"> ・幅1.8m以上（中廊下の幅2.7m以上） ・原則として両側に手すりを設置 ・常夜灯を設置 ・車いす、ギャッチベッド、ストレッチャー等 ・家庭的な雰囲気为确保するため、木製風のベッド、絵画、鉢植え等の配置や壁紙の工夫等に配慮 ・教養娯楽の本棚、音響設備、理美容設備等の配置に努めること ・車いす等の移動に支障のないよう段差解消に努めること ・消火設備その他非常災害に必要な設備
		<ul style="list-style-type: none"> ・入所者処遇に支障がない場合を除き専用施設とする ・療養室、診察室は併設施設との共用不可 ・療養室、診察室以外の施設の共用は、老健施設と併設施設双方の基準を満たし、両施設の入所者処遇に支障がない場合に限り可
設備基準 (第3条)		・以上のほか、建築基準法、消防法等の関係規定を遵守するとともに、日照、採光、換気等も考慮し、保健衛生及び防災に万全を期すこと
(第4条) (その2)		<ul style="list-style-type: none"> ・健全な療養生活の維持のため、煤煙、騒音、振動等を極力排除し、交通、水利の便等を十分考慮すること ・機能訓練室、談話室、食堂、レクリエーション・ルームを1つのオープンスペースとすることは、全体の面積が各施設の基準面積を合計したものの以上あれば可 ・談話室とレクリエーション・ルームの兼用、洗面所と便所、洗濯室と汚物処理室が同一区画にあることは可

<ul style="list-style-type: none"> ・焼却炉、浄化槽、その他の汚物処理設備及び便槽は、療養室、談話室、食堂、調理室から相当の距離を隔てて設置すること ・床面積を定めない施設は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを確保すること ・薬剤師が施設内で調剤を行う場合は調剤所が必要
<ul style="list-style-type: none"> ・家族相談室、ボランティア・ルーム、家族介護教室は、設置することが望ましい
<p>[サテライト型小規模介護老人保健施設の場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本体施設の調理室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室を利用することにより、入所者の処遇が適切に行われる場合は、これらの施設の設置は不要
<p>[医療機関併設型小規模介護老人保健施設の場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・併設される病院又は診療所の施設を利用することにより、入所者等の処遇が適切に行われる場合は、療養室、診察室以外の施設の設置は不要

- ※ 1 ・介護保険法施行法第 8 条第 1 項の規定による「みなし介護老人保健施設」のうち、老人保健施設の基準の一部を改正する省令（平成 6 年厚生省令第 1 号）の施行の際、老人保健施設として、開設していたものについては、療養室の床面積について「8㎡」を「6㎡」とする。
- ・平成 14 年 4 月 1 日時点において医療法上の開設許可を受けている病院の療養病床又は一般病床を転換して、平成 15 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日までに開設された「病床転換による介護老人保健施設」については、開設の許可を受けた日から 5 年間は、「6.4㎡以上」で可。
 - ・医療法施行規則の一部を改正する省令（平成 13 年厚生労働省令第 8 号）附則第 6 条の規定の適用を受けて「病床転換した介護老人保健施設」については、開設の許可を受けた日から 5 年間は、「6.0㎡以上」で可。
 - ・病床転換による介護老人保健施設の療養室は、「近接する談話室の 1 人当たり面積と合算して 8㎡以上」で可
- ※ 2 ・病床転換による介護老人保健施設については、開設の許可を受けた日から 5 年間は、機能訓練室の面積を「40㎡以上」とする。
- ※ 3 ・みなし介護老人保健施設であって、平成 4 年 9 月 30 日以前に老人保健施設として開設していたものについては、食堂の床面積について入所者 1 人当たり「2㎡」を「1㎡」とする。
- ※ 4 ・みなし介護老人保健施設であって、老人保健施設基準（昭和 63 年厚生省令第 1 号）附則第 3 条の規定の適用を受けた老人保健施設については、エレベーターの設置義務を適用しない。
- ※ 5 ・みなし介護老人保健施設であって、老人保健施設基準（昭和 63 年厚生省令第 1 号）附則第 2 条第 1 項の規定の適用を受け平成 12 年 1 月 19 日までに開設した老人保健施設については、廊下幅の規定は適用しない。
- ・病床転換による介護老人保健施設については、廊下幅について「1.8m」を「1.2m」と、「2.7m」を「1.6m」とする。
 - ・平成 18 年 4 月 1 日時点の療養病床又は一般病床であって、平成 18 年 4 月 1 日以降療養病床又は一般病床から転換したサテライト型小規模介護老人保健施設又は医療機関併設型小規模介護老人保健施設の廊下幅については、当分の間「1.8m」を「1.2m」と、「2.7m」を「1.6m」とする。
 - ・廊下幅を「1.2m 以上（中廊下は 1.6m 以上）」とした場合は、車いす等のすれ違いのために必要な待避部分を設置すること。
- ※ 6 ・療養病床又は一般病床を平成 30 年 3 月 31 日までの間に転換する老人保健施設であって、平成 18 年 7 月 1 日以後に新築、増築又は全面的な改築の工事に着工された場合の療養室の床面積は、平成 30 年 3 月 31 日までの間は、入所者 1 人当たり 6.4㎡以上であること、平成 18 年 7 月 1 日以後に新築、増築又は全面的な改築の工事に着工されていない場合の療養室の床面積は、入所者 1 人当たり 6.4㎡以上であること。

- ・療養病床又は一般病床を平成 30 年 3 月 31 日までの間に転換する老人保健施設の建物の耐火構造については、建築基準法の基準による。
- ・療養病床又は一般病床を平成 30 年 3 月 31 日までの間に転換する老人保健施設の屋内の直通階段及びエレベーターについては、転換前の医療法による基準と同等のものでよい。
- ・療養病床又は一般病床を転換する老人保健施設の療養室に隣接する廊下の幅は、内法による測定で 1.2 m²以上、両側に療養室等又はエレベーター室がある廊下の幅は、内法による測定で、1.6 m²以上であること。

運営基準	<ul style="list-style-type: none"> ・内容及び手続の説明及び同意 ・提供拒否の禁止 ・サービス提供困難時の対応 ・受給資格等の確認 ・要介護認定の申請に係る援助 ・入退所 ・サービスの提供の記録 ・利用料等の受領 ・保険給付の請求のための証明書の交付 ・介護保健施設サービスの取扱方針 ・施設サービス計画の作成 ・診療の方針 ・必要な医療の提供が困難な場合等の措置等 ・機能訓練 ・栄養管理 ・口腔衛生の管理 ・看護及び医学的管理の下における介護 ・食事の提供 ・相談及び援助 ・その他のサービスの提供 ・入所者に関する市町村への通知 ・管理者による管理 ・管理者の責務 ・計画担当介護支援専門員の責務 ・運営規程 ・勤務体制の確保等 ・業務継続計画の策定等 ・定員の遵守 ・非常災害対策 ・衛生管理等 ・協力医療機関等（※） ・掲示（※） ・秘密保持等 ・居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止 ・苦情処理 ・地域との連携等 ・事故発生の防止及び発生時の対応 ・虐待の防止 ・入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置（※） 	<ul style="list-style-type: none"> 第 5 条 第 5 条の 2 第 5 条の 3 第 6 条 第 7 条 第 8 条 第 9 条 第 11 条 第 12 条 第 13 条 第 14 条 第 15 条 第 16 条 第 17 条 第 17 条の 2 第 17 条の 3 第 18 条 第 19 条 第 20 条 第 21 条 第 22 条 第 23 条 第 24 条 第 24 条の 2 第 25 条 第 26 条 第 26 条の 2 第 27 条 第 28 条 第 29 条 第 30 条 第 31 条 第 32 条 第 33 条 第 34 条 第 35 条 第 36 条 第 36 条の 2 第 36 条の 3
------	---	---

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会計の区分 ・ 記録の整備 ・ 広告制限 	第 37 条 第 38 条 法第 98 条
--	--	-----------------------------

※ 重要事項のウェブサイトへの掲示については令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間、協力医療機関との連携、入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置については令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間は努力義務

15-2 介護老人保健施設（ユニット型）

ユニット型介護老人保健施設は、入居者1人1人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭において、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより、各ユニットにおいて入所者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。

申請者要件	地方公共団体、医療法人、社会福祉法人その他厚生労働大臣が定める者			
人員基準 (第2条) (第23条)	区分	職種・資格	員数	
	従業者 (第2条)	・ 医師		[単独老人保健施設] ・ 入所者数を100で除して得た数以上（常勤換算保 法） ・ 常勤1名以上
				[病院又は診療所併設老人保健施設] ・ 入所者数を100で除して得た数以上（常勤換算方法） ・ 医師のうち1名が施設療養全体の管理に責任を持つ場合、常勤の医師の配置が不要
		・ 薬剤師		・ 実情に応じた適当数 ・ 入所者数を300で除した数以上を標準
		・ 看護師又は准看護師 ※1	・ 看護介護職員総数の7分の2程度を標準	・ 入所者数が3人又はその端数を増すごとに1名以上（常勤換算方法） ・ 常勤専従 ・ 常勤職員が7割程度確保されている場合等、一部に非常勤職員を充てることも可。
		・ 介護職員 ※1	・ 看護介護職員総数の7分の5程度を標準	
		・ 支援相談員		・ 1名以上（入所者数が100を超える場合にあっては、常勤の支援相談員1名に加え常勤換算方法で、100を超える部分を100で除して得た数以上） ・ 保健医療、社会福祉に関する相当な学識経験を有する常勤職員
		・ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士		・ 入所者数を100で除して得た数以上（常勤換算方法）
・ 栄養士又は管理栄養士			・ 入所定員100人以上の場合、常勤職員1名以上併設の病院等の栄養士又は管理栄養士がいることで栄養指導等の業務に支障がない場合は兼務可	

	<ul style="list-style-type: none"> ・介護支援専門員 	<ul style="list-style-type: none"> ・入所者数が100人又はその端数を増すごとに1名を標準 ・常勤専従1名以上 ・増員に係る介護支援専門員については非常勤とすることも可。 <p>入所者の処遇に支障がない場合は当該老健施設の他の職務に従事可。ただし非常勤の介護支援専門員を除き居宅介護支援事業所の介護支援専門員との兼務は不可。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・調理員、事務員その他の従業者 	<ul style="list-style-type: none"> ・実情に応じた適当数 <p>併設施設との兼務や業務委託により適正なサービスを確保できる場合は配置しないことも可。</p>
	<p>[サテライト型小規模介護老人保健施設の場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本体施設の医師、支援相談員、理学療法士又は作業療法士、栄養士又は管理栄養士、介護支援専門員により入所者の処遇が適切に行われる場合は、これらの従業者の配置は不要 <p>[医療機関併設型小規模介護老人保健施設の場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・併設される病院又は診療所の医師、理学療法士又は作業療法士、栄養士又は管理栄養士により入所者の処遇が適切に行われる場合は、これらの従業者の配置は不要 	
管理者 (第23条)	<ul style="list-style-type: none"> ・常勤専従1名以上(原則、医師) <p>管理業務に支障がない場合「当該老健施設の従業者の職務、又は他事業所・施設等の管理者又は従業者の職務、又はサテライト型小規模介護老人保健施設、サテライト型特定施設である地域密着型特定施設、サテライト型居住施設である地域密着型介護老人福祉施設の管理者又は従業者の職務」に従事可。</p>	

※1 ユニットにおける介護職員又は看護職員の人員配置については以下のとおり

- ① 昼間(8時から18時まで)については、ユニットごとに常時1人以上
- ② 夜間及び深夜(18時から翌日8時まで)については、2ユニットごとに1人以上
- ③ ユニットごとに常勤のユニットリーダーを配置

ユニットリーダーについては、当面、ユニットケアリーダー研修を受講した職員を各施設に2名以上配置する(ただし2ユニット以下の施設は1名で可)

なお、研修受講者が配置されていないユニットにおいては、ケアに責任を持つ者(研修受講者でなくても可)の配置でも可

当分の間、定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型介護老人保健施設は、ユニット型介護老人保健施設における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

設備基準 (第41条) (その1)	・ユニット	<ul style="list-style-type: none"> ・施設全体が療養室と共同生活室により一体的に構成される場所(ユニット)を単位として構成、運営される ・他のユニットの入居者との交流や多数の入居者が集まる場所の設置が望ましい ・居宅に近い居住環境で日常生活に近いケアを行うというユニットケアの特徴を踏まえること
	・療養室	<ul style="list-style-type: none"> ・個室(サービス提供に必要な場合は2人部屋も可) ・いずれかのユニットに属すること

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 共同生活室に近接して一体的に設置 ・ 1ユニットの入居定員は原則 10 人以下とし、15 人を超えないものとする ・ 地階は不可 ・ 一以上の出入口は、避難口としても有効な空地、廊下等に直面して設けること ・ 寝台等の設備 ・ 入所者の身の回り品を保管する設備（必要に応じて） ・ ナース・コール <p>[ユニット型個室]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 床面積 10.65 m²以上（洗面所及び収納設備を含み便所を除く） ・ 2 人部屋の場合 21.3 m²以上 <p>[ユニット型準個室]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ユニットに属さない療養室を改修したもので 10.65 m²以上（洗面所及び収納設備を含み便所を除く） 平成 17 年 10 月 1 日現在のユニットにあつては 10.65 m²以上を標準とすることで可 ・ 2 人部屋の場合 21.3 m²以上 平成 17 年 10 月 1 日現在のユニットで特別な事情等の場合、ユニットの趣旨を損なわない範囲で 21.3 m²未満も可 ・ 家具等可動のものによる室内の区分は不可 ・ 窓のないものは不可 ・ 共同の入口やカーテンの仕切りは不可
	・ 共同生活室	<ul style="list-style-type: none"> ・ いずれかのユニットに属すること ・ 入居者の交流や共同生活にふさわしい形状 ・ 「2 m²×ユニットの入居定員」以上を標準 平成 17 年 10 月 1 日現在の共同生活室については入居者が交流し共同で日常生活を営むのに必要な広さで可 ・ 必要な設備、備品 ・ 他のユニットの入居者が通過することなく移動が可能 ・ ユニットの入居者全員と職員が一度に食事や談話等を行うことが可能なテーブル、椅子等の備品 ・ 車椅子が支障なく通行できる形状を確保 ・ 簡易な流し、調理設備の設置が望ましい
	・ 洗面所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 療養室ごとの設置が望ましい ・ 共同生活室ごとに適当数の設置も可（2 箇所以上に分散） ・ 身体の不自由な者が使用するのに適したもの
設備基準 (第 41 条) (その 2)	・ 便所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 療養室ごとの設置が望ましい ・ 共同生活室ごとに適当数の設置も可（2 箇所以上に分散） ・ ブザー又はこれに代わる設備 ・ 身体の不自由な者が使用するのに適したもの ・ 常夜灯
	・ 診察室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 診察を行うのに適したもの
	・ 機能訓練室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「1 m²×入居定員」以上 ※ 1 ・ 必要な器械、器具

・浴室	<ul style="list-style-type: none"> ・身体の不自由な者が入浴するのに適したもの ・一般浴槽と入浴に介助を要する者の入浴に適した特殊浴槽 ・特別浴室は、ストレッチャー等の移動に支障のない構造設備 ・療養室のある階ごとの設置が望ましい
・サービス・ステーション	<ul style="list-style-type: none"> ・療養室のある階ごとに療養室に近接して設置
・調理室	<ul style="list-style-type: none"> ・消毒、保管、防虫、防鼠の設備
・洗濯室又は洗濯場	
・汚物処理室	<ul style="list-style-type: none"> ・汚物処理室は、他の施設と区別された一定のスペース
・介護材料室	
・その他基本的事項	<ul style="list-style-type: none"> ・耐火建築物 <ul style="list-style-type: none"> 入所者の療養生活に充てられる施設を2階以上の階に設けていない場合等は準耐火建築物でも可 ・療養室等が2階以上にある場合、屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1箇所以上設置 ※2 ・療養室等が3階以上にある場合、非難階段を2箇所以上設置（構造上の要件を備えた屋内の直通階段を含む） ・階段の傾斜は緩やかにし原則として両側に手すりを設置 ・廊下の構造 ※3 <ul style="list-style-type: none"> ・幅1.8m以上（中廊下の幅2.7m以上） ・廊下の一部を拡張し、入居者等の円滑な往来に支障がない場合は幅1.5m以上（中廊下の幅1.8m以上） ・原則として両側に手すりを設置 ・常夜灯を設置 ・サービス提供を適切に行うために必要な設備 ・消火設備その他非常災害に必要な設備 ・車いす、ギャッチベッド、ストレッチャー等 ・家庭的な雰囲気为确保するため、木製風のベッド、絵画、鉢植え等の配置や壁紙の工夫等に配慮 ・教養娯楽の本棚、音響設備、理美容設備等の配置に努めること ・車いす等の移動に支障のないよう段差解消に努めること
	<ul style="list-style-type: none"> ・入所者処遇に支障がない場合を除き専用施設とする ・療養室、診察室は併設施設との共用不可 ・療養室、診察室以外の施設の共用は、老健施設と併設施設双方の基準を満たし、両施設の入所者処遇に支障がない場合に限り可
	<ul style="list-style-type: none"> ・上記のほか、建築基準法、消防法等の関係規定を遵守するとともに、日照、採光、換気等も考慮し、保健衛生及び防災に万全を期す ・健全な療養生活の維持のため、煤煙、騒音、振動等を極力排除し、交通、水利の便等を十分考慮
	<ul style="list-style-type: none"> ・機能訓練室及び共同生活室を1つのオープンスペースとすることは、全体の面積が各施設の基準面積を合計したものの以上あれば可 ・洗面所と便所、洗濯室と汚物処理室が同一区画にあることは可

	<ul style="list-style-type: none"> ・焼却炉、浄化槽、その他の汚物処理設備及び便槽は、療養室、共同生活室、調理室から相当の距離を隔てて設置 ・床面積を定めない施設は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを確保 ・薬剤師が施設内で調剤を行う場合は調剤所が必要
設備基準 (第 41 条) (その 3)	<ul style="list-style-type: none"> ・家族相談室、ボランティア・ルーム、家族介護教室は、設置することが望ましい <p>[ユニット型サテライト型小規模介護老人保健施設の場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本体施設の調理室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室を利用することにより、入所者の処遇が適切に行われる場合は、これらの施設の設置は不要 ・機能訓練室は 40 m²以上で必要な器械、器具があれば可 <p>[ユニット型医療機関併設型小規模介護老人保健施設の場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・併設される病院又は診療所の施設を利用することにより、入所者等の処遇が適切に行われる場合は、療養室、診察室以外の施設の設置は不要 ・機能訓練室は 40 m²以上で必要な器械、器具があれば可

- ※ 1 平成 14 年 4 月 1 日時点において医療法上の開設許可を受けている病院の療養病床又は一般病床を転換して、平成 15 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日までに開設された「病床転換による介護老人保健施設」については、開設の許可を受けた日から 5 年間は、機能訓練室の面積を「40 m²以上」とする。
- ※ 2 介護保険法施行法第 8 条第 1 項の規定による「みなし介護老人保健施設」であって、老人保健施設基準（昭和 63 年厚生省令第 1 号）附則第 3 条の規定の適用を受けた老人保健施設については、エレベーターの設置義務を適用しない。
- ※ 3 みなし介護老人保健施設であって、老人保健施設基準（昭和 63 年厚生省令第 1 号）附則第 2 条第 1 項の規定の適用を受け平成 12 年 1 月 19 日までに開設した老人保健施設については、廊下幅の規定は適用しない。

運営基準	<ul style="list-style-type: none"> ・内容及び手続の説明及び同意 ・提供拒否の禁止 ・サービス提供困難時の対応 ・受給資格等の確認 ・要介護認定の申請に係る援助 ・入退所 ・サービスの提供の記録 ・利用料等の受領 ・保険給付の請求のための証明書の交付 ・介護保健施設サービスの取扱方針 ・施設サービス計画の作成 ・診療の方針 ・必要な医療の提供が困難な場合等の措置等 ・機能訓練 ・栄養管理 ・口腔衛生の管理 ・看護及び医学的管理の下における介護 ・食事 ・相談及び援助 ・その他のサービスの提供 ・入所者に関する市町村への通知 ・管理者による管理 ・管理者の責務 ・計画担当介護支援専門員の責務 ・運営規程 ・勤務体制の確保等 ・業務継続計画の策定等 ・定員の遵守 ・非常災害対策 ・衛生管理等 ・協力医療機関等（※） ・掲示（※） ・秘密保持等 ・居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止 ・苦情処理 ・地域との連携等 ・事故発生の防止及び発生時の対応 ・虐待の防止 ・入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置（※） ・会計の区分 ・記録の整備 ・広告制限 	<ul style="list-style-type: none"> 第5条（準用） 第5条の2（準用） 第5条の3（準用） 第6条（準用） 第7条（準用） 第8条（準用） 第9条（準用） 第42条 第12条（準用） 第43条 第14条（準用） 第15条（準用） 第16条（準用） 第17条（準用） 第17条の2（準用） 第17条の3（準用） 第44条 第45条 第20条（準用） 第46条 第22条（準用） 第23条（準用） 第24条（準用） 第24条の2（準用） 第47条 第48条 第26条の2（準用） 第49条 第28条（準用） 第29条（準用） 第30条（準用） 第31条（準用） 第32条（準用） 第33条（準用） 第34条（準用） 第35条（準用） 第36条（準用） 第36条の2（準用） 第36条の3（準用） 第37条（準用） 第38条（準用） 法第98条
------	---	--

※ 重要事項のウェブサイトへの掲示については令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間、協力医療機関との連携、入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置については令和6年4月1日から令和9

年3月31日までの間は努力義務